

第 2 号議案

柏市青少年相談員連絡協議会会則の一部改正について（案）

柏市青少年相談員連絡協議会の会則の改正・規約の一部改正について、下記の通り提案します。

1. 柏市青少年相談員連絡協議会 会則

第 9 条及び第 18 条を下記の通り変更します。

現行	改正
（前略） 第 9 条 1 本会は、柏市の指定する中学校区（以下「学区」という。）により編成する。 2 青少年相談員の選出基盤及び活動区域は、当該青少年相談員の学区とする。 （後略）	（前略） 第 9 条 1 本会は、柏市の指定する中学校区（以下「学区」という。）により編成する。 2 青少年相談員の選出基盤及び活動区域は、<u>原則として</u>当該青少年相談員の学区とする。 （後略）
（前略） 第 18 条 学区会は、中学校区ごとに設置し、所属青少年相談員をもって構成し、学区における青少年の健全育成事業の方策を協議する。 （後略）	（前略） 第 18 条 学区会は、<u>原則として</u>中学校区ごとに設置し、所属青少年相談員をもって構成し、学区における青少年の健全育成事業の方策を協議する。 （後略）

附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 3 月 2 3 日から施行する。
- 2 柏市青少年相談員連絡協議会会則（平成 3 1 年 3 月 2 3 日施行）は廃止する。